

【付表】

国有林野事業工事請負契約約款第30条第4項ただし書の運用について

国有林野事業工事請負契約約款（以下「約款」。）第30条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、約款第4項ただし書の規定により、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとしている。

約款第4項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容は、以下のとおりとする。

なお、約款第2項において、同条の対象となる「損害」の範囲から、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害及び約款第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分は除かれていること、及び約款第4項ただし書で言う「災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害」とは自然災害に起因する損害に限定されることに留意する必要がある。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
- 2 直轄工事において、発注者が災害復旧工事として発注する工事
- 3 約款第30条第4項ただし書の規定の適用を受けることを現場説明書において発注者が明示した工事（営繕工事に限る。）
- 4 発災直後の災害応急対策等であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示（※）により対応する工事

※ 約款第30条第4項ただし書の規定の適用を受ける工事であることを事後的に確認することを可能とするため、発注者から受注者に対し指示を行ったことがわかる書面を保管することとする。なお、同書面には、指示以外の工事については、約款第30条第4項ただし書が適用されない。